

平成20年11月18日

厚生労働省 御中

規制改革会議

規制改革会議 重点事項推進委員会  
理容師及び美容師資格制度に関する質問事項

下記項目について、貴省の見解を文書にてご回答いただくようご依頼します。

記

1. 不適切な施業を取締る仕組みの改善について

不適切な施業の取締りを促進するために、理容師及び美容師がその氏名及び資格等を利用者等に明示する仕組みを導入し、利用者及び取締り機関等が無資格者等による不適切な施業を容易に把握できるようにすべきと考えるが、貴省のご見解をお示し頂きたい。

2. 理容所及び美容所の重複届出について

理容師及び美容師資格制度がそれぞれの法律により規定される別個の制度であることを前提に、理容所と美容所を兼ねる施設を認めない運用が行われている。当会議としては、法令上の規定及び利用者の利便性向上から、理容師及び美容師両資格保有者のみが勤務する施設については、理容所・美容所両方の施設としての重複届出及び営業を認めるべきであると考えているが、貴省のご見解をお示し頂きたい。

3. 基本的なカット技術に特化した資格について

カットサービスの提供のみを求める消費者ニーズが顕在化しているが、今の制度では、理容師又は美容師資格を取得し、カットに不要な技術までも習得しないとサービスを提供できない。よって、理容師及び美容師に共通する衛生の確保及び基本的なカット技術に特化した資格を新設し、「1. 不適切な施業を取締る仕組みの改善について」に記載したような仕組みを当該資格にも導入した上で、理容所及び美容所での業務を認めるべきであると考えているが、貴省のご見解をお示し頂きたい。

以上